

2025年日本国際博覧会 (大阪・関西万博) 自治体参加催事 募集要項

実施概要(案)

■開催日時 **2025 (令和7) 年9月22日 (月)**

10:00~19:00 (予定)

※ 9月21日 (日) に搬入・設営を予定しています。

■会場 EXPOアリーナ「Matsuri」

※雨天決行



令和6年11月

【目的・理念】

大阪・関西万博は国内外から多くの注目が集まり、大変多くの来場者が想定されます。

この好機を生かし、三重県の魅力を効果的に国内外に発信するために、

「祭り」をメインテーマとした催事を実施します。

県を代表する祭事・行事を実演するほか、ブース出展やステージや伝統文化体験イベントを実施することにより、多様な**三重県の魅力を発信し県への誘客を図ります。**

【会場】

EXPOアリーナ「Matsuri」

【主催】

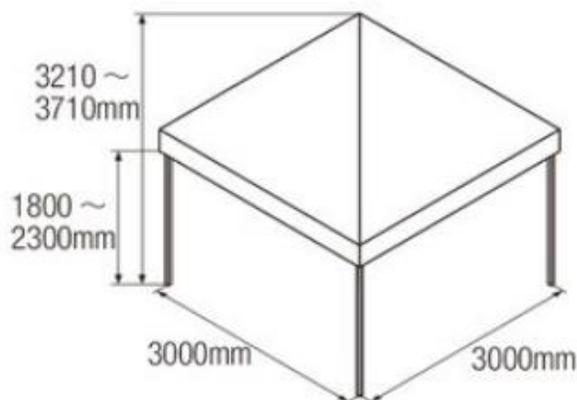
三重県

会場イメージ



※レイアウトは企画段階のイメージです

出展枠（1枠）：フィールド内PRブース



PR出展テント 1枠
イメージ

スケジュール

搬入・準備 2025年9月21日（日） 午後

※21日（日）夕刻に一部のエリアをオープンする可能性があります。

（詳細については、その他の設営スケジュールの関係や博覧会協会との調整後提示します）

催事本番 2025年9月22日（月） 10:00～19:00（未定）

片付け・撤去 2025年9月22日（月） 本番終了後～21時（未定）

基本設備

（県での準備品）

＜基礎ブース＞

- ・3000mm×3000mm のテント×1張（基本3方囲み）
- ・長テーブル（1800×450） 2本
- ・折畳みイス 2本
- ・出展者（社）名板
- ・テーブルクロス

出展者様 ご負担

＜必要に応じて持込みまたは、別途事務局よりご案内させていただきます＞

- ・ブースの装飾関連費
- ・電源工事費
- ・モニター等の機材
- ・その他出展に必要なリース品等
- ・出展に際しての宿泊・移動交通費等の旅費
- ・展示品等の配送料
- ・その他、上記基本設備以外に発生した費用

※火気の使用はできません。

1 商業活動の原則について

- ・出展料は無料としますが、ブース装飾費等前ページにて記載の費用は出展者負担とします。
- ・催事期間中の仕入れ・販売等については、すべて出展者の責務により実施していただきます。
物品の輸送・搬入等については、博覧会協会から指示される輸送・搬入方法を後日ご提示させていただきます。
- ・催事期間中にはブースに1名以上の駐在員が必要となり、駐在員については入場証を発行する関係上事前登録が必要となります。
- ・出展位置はすべて主催者側で決定します。なお、使用される機材・什器に関しては出展決定後に出品者のみなさまにヒヤリングを実施する予定ですが、会場の電気容量に限りがあるためヒヤリングした什器等が使用できない可能性もございます。その場合は出品者毎にご相談し調整させていただきます。
- ・その他、博覧会協会及び県が示す規則を順守する必要があります。

2 物品販売・飲食販売について

①申請

- ・事前に申請書にて販売品を登録していただく必要があります。
- ・すべての販売品には審査が必要となります。内容によっては、販売に制限がかかる場合があります。
- ・別途、保健所への申請が必要になる場合があります。申請については別途お知らせいたします。
- ・缶類・ビン類は一般来場者持込禁止物であるため、別途持込申請を行っていただく必要があります。

②販売品の制限

- ・催事内容に関係のあるもののみ物販が可能です。
- ・刀剣類などの殺傷能力のあると想定される商品およびそれらと誤認される恐れがある商品は販売できません。その他、日本の国内法で販売が禁止されているものも販売できません。また、万博会場内への持ち込みが禁止されているものも原則販売はできません。
- ・定期購入などの契約行為はできません。

③決済方法

- ・決済はキャッシュレス決済とし現金での販売はできません。
- ・県が博覧会協会から貸し出しを受けて、専用レジおよび決済端末を各出展者に配布し使用していただきます。

④ロイヤリティ・手数料

- ・催事会場内での売上金額（税別）に対してロイヤリティ（10%）が適用されます。ロイヤリティ率については運営形態に応じて適用されますので、詳細は出品者決定後調整いたします。
※現状想定していませんが、催事会場内の商業面積が20%を超える場合一律20%のロイヤリティの適用があります。
- ・その他、決済システム利用料を別途協会へ収める必要があります。
- ・万博の肖像を使用したオリジナルグッズの販売に関しては、別途肖像使用によるロイヤリティ及び申請等の必要があります。
- ・売上金額は、上記のロイヤリティ・手数料を差し引いたうえで、協会から催事主催者（県等）に入金があり、それをお支払いする想定です。詳細については出品者決定後、協会等と調整ができ次第、ご連絡いたします。

⑤飲食販売の熱源について

- ・催事会場内ではプロパンガス等ガス類の使用はできません。

⑥現地での表示

- ・出品する食品の消費期限・保存方法・製造者・アレルギー物質表示は的確に表示してください。ハラル表示の実施や、表示の多言語化（英語を必須とする）などの対応も行ってください。

3 試飲・試食について

①申請

- ・事前に試飲・試食を申請いただく必要があります。
- ・すべての試飲・試食には審査が必要となります。

②試飲・試食の制限

- ・必ずその場で試飲・試食が完結するものとしてください。
- ・催事内容に関係がない商品やサービスのPR・販売促進を目的とした試飲・試食のは行えません。
- ・試飲・試食の方法について事前に保健所へ確認を行い、必要な申請などがある場合は対応が必要となります。申請の詳細については別途お知らせいたします。

4 サンプルングについて

①場所

- ・指定エリアのみで実施可能です。指定エリアは協会等との事前協議により決定します。

②申請

- ・事前にサンプルング品を申請いただく必要があります。
- ・すべてのサンプルング品には審査が必要となります。

③サンプルング品の制限

- ・催事に関係のあるものとします。
- ・催事に関係がない商品やサービスのPR・販売促進を目的としたサンプルングは行えません。
- ・サンプルングするものが販売されている商品の場合は、試供品、サンプル品の表示が必要です。

④チラシの配布について

- ・チラシの配布は可能です。ただし、電子媒体を活用するなど紙製の配布物は極力避けてください。
- ・催事の演出上必要なものや催事での情報発信を補足するものなど以外に、企業広告を目的とするチラシの配布も可能です。商品・サービスのPR・販売測品を目的としたチラシの配布は禁止します。
- ・すべてのチラシのデザインや仕様およびチラシに掲載する2次元コードの誘導先URLとランディングページについて、事前に協会に申請を行い許諾を得る必要があります。
- ・配布に伴うごみはすべて回収をお願いします。

5 保険の加入について

- ・商業活動を行う場合、協会が加入する生産物賠償責任保険（PL保険）の面積案分費用（保険料）を負担いただきます。詳細は改めてお知らせいたします。

【注意】

上記の内容は日本国際博覧会協会から提示されている規定等から抜粋しています。今後、規定に修正や変更などが生じる可能性がありますのでご了承ください。